

東京地方裁判所委員会（第5回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

- 1 日時
平成16年12月1日（火）13：10～17：00
- 2 場所
東京地方裁判所民事裁判官第3研究室（14階）
- 3 出席者
(委員) 青木俊一，池田耕平，大谷禎男，岡久幸治，小野正典，唐津恵一，
小粥節子，齋藤喜好，田内正宏，高木國雄，高木敬五，田村浩子，
永井紀昭，橋本和夫，畠中薫里，丸山陽子，保田眞紀子，我妻学，
和久井良一，渡辺雅昭（敬称略）
※ 欠席：北村敬子委員
(事務局) 原田伸一東京地裁事務局長，勝野鴻志郎東京地裁民事首席書記官，
小嶋良保東京地裁刑事首席書記官，羽山秀樹東京簡裁事務部長，
森田正則東京地裁総務課長，中園敬東京地裁総務課課長補佐，
山田雅彦東京地裁総務課庶務第一係長
(説明者) 永井敏雄東京地裁刑事部所長代行者，
川口政明東京地裁刑事第16部部総括判事，
安田慶一郎東京第一検察審査会事務局長
- 4 議題
「裁判員制度」について
- 5 配布資料
 - ・ 法廷傍聴事件の概要メモ
 - ・ リーフレット「法廷ガイド 裁判を傍聴する方々のために」
 - ・ 「第4回委員会における委員の意見概要メモ」
 - ・ 「各委員の関心事の整理」
 - ・ 検察審査員・補充員経験者のアンケート結果
 - ・ 「司法の窓 Vol.65」
- 6 議事
 - (1) 刑事公判の法廷傍聴
池田委員から，配布資料「法廷ガイド」を参考に，刑事裁判手続の概要及び傍聴する事件の概要について説明の後，当庁422号法廷において次のような内容で法廷傍聴。
 - ・ 強姦事件の判決言渡し
 - ・ 大麻取締法違反事件の全手続き（人定質問から判決言渡しまで）
 - (2) 開会の言葉
 - (3) 委員交代の報告及び新任委員の自己紹介
委員長から，次のとおり委員の交代について報告し，田内委員から自己紹介があった。
坂井文雄委員→田内正宏委員（東京地検総務部長）
 - (4) 「裁判員制度」について（意見交換）
前回に引き続き，「裁判員制度」について意見交換を行った。説明及び意見交換の要旨は以下のとおり。
【説明及び意見交換要旨（発言者の表示＝●：委員長，○：委員，▲説明者）】
 - ：今日傍聴していただいた事件は，大麻取締法違反の事件で初犯，事実を認めているもの。スムーズに審理が進行し，大分から父親が来ているということもあって，今日，判決の言渡しまでして執行猶予の判決が出た。頭から終わりまで，刑事裁判の審理を一通り見ていただいたことになる。
 - ：当日言い渡す場合，判決文は当然ないはずであるから，その場でソラで言い渡しているのか。
 - ：その場でソラで言い渡している。民事の場合は，言渡しのときには，判決文の原本が出て署名して押印していなければならないが，刑事の場合には，判決の原本が言渡しのときになくてもいいという訴訟法の規定がある。今日のように早く審理をした方がいいという要請もあるので，手元で原稿みたいなものは書くが，判決書は後で作るということも結構ある。

言い渡す場合に言う内容は、まず、懲役何年執行猶予何年という主文の部分。次に、認定した罪となる事実、今日の事件では、起訴状と同じ大麻の譲渡しの事実。次に理由。今日の事件では、詳しい証拠を引用しなくても、今日取り調べた証拠によって十分認定できるといふこと。そして、適用した法令が、大麻取締法違反の罰条であるといふこと。これらは、原稿がなくてもできる。最後の説示部分は今日感じたところ、あるいは注意事項を告げる。この部分は後で原稿にしないう場合もある。量刑の理由のところは、書く場合もあるし、書かない場合もある。

- ：大体、年に1回から2回、傍聴しているが、今日の法廷は、非常に分かりやすく、丁寧な裁判だったと感じた。
- ：ただ、大麻をアメリカで譲られたときに、「お楽しみのお土産ですよ」と言われた、この「お楽しみ」という部分に含まれている意味を、被告人がどう感じて持って帰ったのかといふところが、心にとまった。私としては、彼はどう受けとめて帰ったのだろうか、といふところをぜひ聞いてもらいたかった。
- ：今日の事件の罪となるべき事実は、日本で大麻を友だちに渡したことであるが、その元をたどると、留学中に、アメリカの友だちから種をもらったことに始まる。それを、大分の実家に帰って鉢に蒔いたら芽を出し、その1株の葉っぱをちぎって東京の友だちに持って行ってあげたといふ事件だった。
- ：委員が言われるのは、種をもらったときのいきさつ、あるいは、どういう気持ちでそれをもらったかともう少し追及してもらいたかったといふこと。法廷では、そのときはあまり考えないでポケットに突っ込んで、日本に帰ってから気がついて蒔いたといふようなことを言っていたが実際どうなのか、もう少しその辺の事情を聞きたかったといふことですね。
- ：今日の審理は、非常にスピード感があつたが、それを可能とするために、今日に至る間までにどういふことが行われているのかといふことが知りたい。
- ：検察側について。中小規模の地検では調べた検察官がそのまま公判を担当する場合もあるが、東京では、公判部が別であり、捜査部、つまり刑事部とか特捜部とか公安部とかが別になっている。捜査部の検事が被疑者を取り調べ、公判部の検事は、公判廷に行つて、初めて被告人と会うのが通常である。したがって、書類上で事件をいろいろ精査して頭の中に入れていく。本件は認めていた事件であり、初犯で、前科がないといふこともあつて、事案の内容等に鑑みて、判決まで行つてもよい事件であるといふ理解のもとで、スピーディーに公判を進めたものだろう。
- ：弁護士側について。今日の事件を見ると、保釈手続から入っているのだから、たぶん、起訴直後ないしは逮捕されたときに受任したと思われ、そうすると、少なくとも最低数回は被告人と会っている。親族等との打合せなども何度か重ねているから、打ち合わせの回数は結構重ねているはず。事情を最初から知っているかといふと微妙であるが、途中からはほぼ検察官と全く同じだけ知っているから、相当なスピードでもたぶんついていける。
- ：判決まで1回で済むといふのは当事者にとっては無駄が少ない。例えば、今日の事件で、1、2週間後に言渡し期日を入れると、訴訟当事者が皆もう一回集まつて、判決を聞くだけでも、10分、15分かかる。1日で終われば回転が早くなる。
- ：傍聴の際、裁判官の声、検察官あるいは弁護人の声はよく聞こえただろうか。
- ：弁護士がかなり早いスピードで話していたが、分かる範囲だった。
- ：裁判員制度になると、特にこの点は注意しなければならないと思う。
- ：検察庁では、声が小さい、何を言っているのか分からないといった批判がときどきあつたので、まずは皆さんによく分かるような話し方をすべきではないか、動作とか言い方とか態度等を含めて、傍聴している人や被告人や弁護人にしっかり分かるような話し方を勉強すべきではないか、といふことを考えており、例えば、放送局のアナウンサーとか、放送局の人に来てもらつて、分かりやすい説明技法を教えていただくといふ研修等も行っているところがある。
- ：裁判所もやらなければならないかもしれない。
- ：私も実際に裁判をやっている、なまじ原稿があるとそれを棒読みにしてしまつたり、早口になつたりすることがあつたかと思う。傍聴席にいる方にまで分かつてもらうためには、少しゆっくりしゃべらなければいけない。今日は、ぎりぎり許容範囲といふところだっただろう。
- ：現在の法廷では、証人、被告人は、傍聴人に背を向けて話すから、傍聴席からは聞きにくいといふことが比較的多いのではないだろうか。昔、東京地裁の法廷で、裁判官席の横に証人席があるものがあつたと聞く。
- ：あつた。今はどこにもないと思う。慣れの問題かもしれないが、横にあるとかえつて尋問しにくいと、あまり評判がよくなかつた。また、証人が傍聴席に向い

て話すと、傍聴席でにらみ返されると怖いということとか、いろいろな問題があったようである。

- ：加えて、裁判官、あるいは検察、弁護士から、顔を横から見ると、少し心証を採りにくいということもあったのではないか。やはり正面からしゃべっているとこを見たいということではないか。
- ：どちらかという、警備上の理由から横に座る形をとったのではないか。そのように聞いたことがある。
- ：以前に、被害者の代理人として傍聴に行った際に、被告人はもちろん傍聴席に背を向けて話していて、傍聴席で聞こえなかった。何とかならないでしょうかと聞かれたが、難しいですねと答えるしかなかった。
- ：今日の事件の判決は懲役8カ月ということで、一般市民から見ても妥当と思える結果だった。もっと重い犯罪の場合にはどうなのか、その辺りを、別の機会にまた勉強させていただきたい。
- ：来年かあるいは再来年に、ある程度骨格が固まったら、裁判員の対象となるような事件を1度見ていただいて、批判をいただきたいと思っている。
- ：11月30日の読売新聞に、法廷における「声」の問題が出ている。2001年4月に山形県の羽黒町で起きた強盗殺人事件で、奥さんを殺されたご主人が傍聴に来て、被告の声が非常に小さくて聞き取れないので、「聞き取れないんですよ」と言ったら、裁判長に「退廷させますよ」と言われて、自ら出ていったと。そういうこともあるから、しっかりと聞きたいという被害者側の気持ちに対応できていないという気持ちがある。
- ：裁判官が被告人に、声を大きくとかと言うわけにもなかなかいかないかもしれない。ただ、裁判長は、退廷させるときに、1回発言したぐらいでは「静かにしなさい」という注意が普通で、「退廷させますよ」とまでと言うということは、何回ぐらい言ったのか、という疑問はある。
- ：被告席にはマイクがあるのか。
- ：マイクはあるが、録音用で、拡声用ではない。
- ：今後は、ある程度、拡声の点も検討が必要かもしれない。
- ：今日は、予定外で別件の判決の言渡しも見ていただいた。合議事件で強姦の犯意を一部否認していて、3年6カ月の実刑判決という事件だった。あのよう、争っている事件だと、証拠調べをしてすぐに判決を言い渡すことが難しい。言渡しだけで10～15分ぐらいかかった。なお、この場合は、もちろん合議の結果を草稿にして、それに基づいて言い渡している。
- ：今日傍聴した1時間半の法廷で、詰めた審理をするだけでも、傍聴人を含め、関係者は相当疲れた。今日の事件は犯罪としてはそれほど重い事件でないが、それでも集中すると、あれぐらい疲れる。
裁判員裁判の対象となる重罰の犯罪事件の山場の部分を、1時間半でこなせるわけは当然ないから、何時間も積み上げていくことになる。よほど工夫しないと、裁判員の方々を含めて大変つらい時間を辛抱し続けなくてはいけないということ、を、ひしひしと感じた。重い事件であるから、1人の尋問ですら、場合によっては1時間半ぐらい楽に超過する。それを何法廷も何法廷も重ねなければならない。
- ：ある裁判所で最近、模擬裁判的な実験をした。裁判員の選任手続等は省略し、裁判手続のみを、裁判所事務官6人を裁判員とし、本当の裁判官3人とでやって、1日で終わらせた。午前9時半から始めて、言渡しが始まったのが午後7時40分、終わるのに8時ぐらいまでかかった。皆へとへとになって、くたびれて大変だったという。裁判員裁判において、丸一日やるというのは、やはり酷であるということである。
また、その際、裁判員になったのは裁判所の事務官で、一般の人よりもずっと裁判のことを知っている。それにも関わらず、証人1人が終わったら短くていいから休憩が欲しい、とにかくいったん休みたいという希望があったそうである。だから、やはり、裁判員裁判の場合は、相当間を置かないと難しいということである。あまり根詰めてやると、かえっていい加減になってしまうのではという報告がある。
- ：辞退事由について。仕事を持っている人については、その事業に大きな支障が出る場合が挙げられている。会社の中で議論しているという話であるが、社員が裁判員として出る場合、企業は余剰人員を抱えているわけではなく、常に社員には期限を定めて、ミッションを与えているのであるから、やはりだれでも皆、その人がいなくなったら、軽重の差はあれ支障は出てくる。辞退できる範囲というのはどの程度なのだろうか。
- ：難しい。皆、それぞれ余人をもってかえがたいという仕事をしているのだから。
- ：難しいところである。法令上では、かなり厳しい要件が規定されて、その従事

する事業における重要な用務であって、自らがこれを処理しなければ、当該事業に著しい損害が生ずるおそれがあるもの、という具合に難しく書いている。要するにその人がいなければどうにもならないというような。個人商店等が典型的だと思う。それ以外の、普通の会社の、あるポストにいて、という場合は、相当程度理由を挙げて、全体の中でこのような仕事であるので非常に支障がある、ということと言わないと難しいのではないか。どう裁判官が辞退理由を認めていくか、これから事例の積み重ねが必要かなと思う。

- ：最後は裁判官が判定するのか。
- ：対象事件は合議事件であるから、裁判所が合議の上で決めるということになる。
- ：もちろん、弁護士なり検察官などから、こんなに嫌がっている人は止めてくれと言うような場合もあり得るだろう。
- ：確認であるが、1日で終わらない場合、うちに帰っていいということでもいいか。
- ：帰れる。昔の陪審制のときには、陪審員は審理期間を通じて拘束されたので、そのための宿舎が霞が関にあった。ちなみに、データとしては、何日ぐらいで終わるのが一番多かったか。
- ：数日程度で終わっているのが多いと思う。
- ：2、3日程度で終わるのが多いということであるが、長くかかる事件も出てくるであろう。逆に、極めて簡単な事件で、1日で終わるものもあるかもしれない。たとえば、経験したもので、母親が子供を殺したという事件で、精神的に若干問題があるが、責任能力は認められる、父親もしっかりしている、というケースがある。このような事件だと、御主人を情状証人で聞いて、たぶん執行猶予がついて、実際の問題は本人の保護の問題のみということ、何時間かで終わる。だから、殺人といっても、割合簡単なケースは、丸1日で終わることもあり得るかと思うが、70、80%は2、3回の審理で終わっているという状況のようである。
- ：裁判員に指名されたときに断れるのかどうかというのは、結構重要な問題になってくると思う。特に最近、投票率が低いとか、年金を負担していない人がいるとか、国民としての義務という意識がだんだん低くなってきている中で、これを結構柔軟に断れるということにすると、やはり、どうしてもモラルハザードというか、結局やらない人が出てきてしまうのではないかと思う。ではどう制度設計をしたらいいのかと言う点はよく分からないが。
- ：ゆえなく不出頭すると、本来は過料がかけられるが、実際にはそんなことはなかなか難しい。検察審査会ではどうか。
- ▲：検察審査会でも過料をかけたことはない。
検察審査会は、制度は定着しているが、それを理解してくれる人が必ずしも多いわけではないので、出席の確保には頭を痛めている。年齢層、男女の別、職業等の様々な要素により、出席率は異なってくる。女性の社会進出も顕著であるし、また、今、雇用条件が昔と大きく変わって、サービス業では派遣社員とかパートタイム労働者の占める割合が7割から8割と多く、成果主義を取り入れているので、なかなか仕事を休んで出席するのが難しいという話も聞く。そのために、午前中來られる人と午後來られる人を交代に来ていただくとか、例えば、1カ月後のタイムスケジュールを示して、それでやりくりをするというようなこともやっている。怪我をして足が不自由であるとか、子どもさんがいるといった場合について、裁判所の車を使って自宅へ迎えに行ったりすること等もする。全体的に言えばやはりなかなか厳しい状態で、こちらの方がしっかりとそれを認識して、いろんな努力、広報をしていかないと難しいと感じている。
ひとつ効果があったものを紹介させていただく。検察審査員、補充員を選出するごとに、選出された人を呼び出して説明会を行っているが、これを1回しかやっていたのを、複数回、この前はとりあえず2回やってみた。その結果、出席率が、前は18%だったものが、倍の36%になった。これから、さらに、午前、午後、あるいは曜日を変えてとか、試行錯誤していくつもりであるが、やはり、どういうものかという説明のようなもの、広報というものの重要性について、実感した。
- ：検審の場合は、補助員と審査員とが、とにかくどちらか集まってくればいいということで、ときには休んでも、足りないときは補充してやるということがあがる。半年の間、東京の場合は1週間に1度はあるから、真面目に出席するとなかなか大変である。だから大体、半日仕事して、半日で審理をやっている。
- ▲：検察審査会での意識調査では、やる前は「やりたくない」が60%台だったのが、終わると、「やってよかった」が90%以上である。
- ：つまり、来てもらって経験してもらおうと、「よかった」と言われるのだが、来てもらうまでが大変で。
- ：こんな話を聞いた。ある人がこんなことを言っていた。「いやだいやだと言

いながら行ったのだけれど、やってみたら、とてもよくて、やみつきになるよ」と。やみつきになられても困るなと思った。いろんな人が、バランスよくやってもらえればいいが、あまりに「いやだいやだ」と断られてしまって、やりたいやりたいと言う人ばかりになっていくというのも怖いと感じる。

- ：今回の裁判員制度の場合、一度やった人は一定期間排除されるから、そういうことにはならないであろう。一生のうち何回かやるという人はいるかもしれないが。

ヨーロッパの参審員制度では、半年とか1年の間の候補者を決めていて、事件が来ると何回かやるという制度もあるようだが、日本の場合は、今考えられているのは、その事件限りという制度である。

- ：ヨーロッパの制度はいわゆる任期制である。その方が、選任の方は安定するのだが。

- ：比較的身近な方は、男性でも女性でも、裁判員制度が始まる、刑事裁判につき合うことになるという話題を出すと、ほとんどの方が、それは困る、絶対行きたくないと言う。仕事のために行けないというのは確かにあると思うが、別に仕事はしていない普通の家庭の奥様方とか、時間のある人たちでもそうで、まず大変恐怖心を持っておられる方が多いように感じた。刑事裁判というと、何かそもそもがとても恐そうだ、行って何をするのか、そんな怖いところでお手伝いはできそうもないから、できれば行かないで済ませたい。そういう反応が今のところ非常に大きいような気がする。

まず、断れないようなきちんとした方法を考えた方がいいのではないかという話もあったが、その前に、具体的にどういうことを要求されていて、どんなことが行われるのか、その選ばれた人たちにどんな仕事があるのかという、せめて恐怖心を取り除けるような広報というものを考えていった方がいいのではないかと、最近、いろんな方とお話しをしてみても感想を持った。

- ：確かに、よく知ってもらえればそんなにびっくりする必要はないですよと言いたい点もあるが、しかし、やはり、裁判員制度の対象となる事件は、殺人その他の重い罪であることは事実である。

- ：普通の人には、まず、裁判所に行くということを、一生のうち1度もなく過ごしている人がほとんどである。裁判所なんて絶対行きたくないと思って暮らしている。

- ：本音だと思う。

- ：法学部を初めとする大学とか教育学部の方も問題がある。法学部の学生何人かに、裁判所に行ったことがあるかと聞いたところ、行ったことのある者がいない場合もある。また、法科大学院でも、法学部を出ていない者が入る未修クラスではあるが、行ったことがあるかと聞いて、ほとんど手を挙げなかったので、びっくりした。このような意識を変えるというのは、やはり教育の中でもやっていくことが必要かと思う。

例えば、裁判所では、小中学生に裁判傍聴や模擬裁判等の広報を非常にやっておられるようであるが、これについて、将来の裁判員の候補者を育てるだけでなく、親を巻き込んだ形、つまり、裁判員の現在の候補者の教育を組み込んでいけると、よりいいと思う。

- ：事件によっては、裁判員に危害が及ぶ恐れも相当ある。そうになると、裁判員の身辺安全の確保もやっていかなければならない。その場合に、だれが対応することになるのか。一次的には警察が対応することになるだろう。しかし、そうになると、裁判の公平の問題とか、いろいろな面に相当影響を及ぼしてくるのではなからうか。また、やはり凶悪な事件が対象になるから、長くなることも考えられる。例えば、1週間ぐらい継続して審議をすると、その間の裁判員に対する身辺の安全確保をする必要が、場合によっては出てくるのではないか。それをどのようにやるべきかということも考える必要があるのではないか。

- ：危害が及ぶ危険性の高い事件は、対象外にできると規定がある。

- ：例えば公安事件のような、公安といってもいろんな事件があるが、組織的な非常に危害を加える可能性というか恐れが多い事件は、初めから裁判員制度に乗せないという、例外的な措置ができることになっているから、まずそれを使う。

- ：その事件でそういう必要があるのかどうか、審理に入ってみないと分からないこともあると思うが。

- ：ある。審理に入ってから、背後のあることが分かる事件など幾らでもあるから。そのときに裁判員の方が怖がったり恐怖心を抱いたらいけない。

- ：暴力団事件などについては、全てそれでもいいのか。

- ：初めからそういう恐れがあることが分かる事件は別立てでやるということができるが、途中からということになると、別の話になってしまう。

- ：逆恨みという問題もある。あの裁判員がいたから、賛成したから有罪になったんだ、あいつを殺す、と刑務所に入っても逆恨みする。そういう問題についても考えていく必要があると思う。
- ：怖いと思う気持ちがあると、臨むときの臨み方も違ってくると思うので、なるべくそういう心配を排除した形で臨めるような環境を作らなければならない。
- ：私たちも実務の中で、裁判官に恨みを持ったという事案はあった。
- ：今でもある。
- ：専門家の方からそういうお話を聞くと、ドキドキしてしまう。
- ：後でわかったような場合だと、警察に警護を依頼するということになるのか。裁判官もときどき警護の依頼しているし。
- ：ぜひお願いしたいという気持ちである。
- ：制度上の対応が不十分であれば、いろんな形で警護するということは必要になってくるケースもあるかもしれない。
- ：しかし、逆恨みの話の場合、いつ逆恨みが来るかという時期の点は難しい。審理している間は警護をつけてもらっても、有罪判決が出て、その内容が気に入らないということになってくると、それから何年か服役し、出所した後の問題もある。
- ：住所等は知らせないことになっていたと思う。名前も知らせないのではないか。しかし、事実上、名前は分かるかもしれない。判決等では、裁判員の名前は出るのだろうか。
- ：判決のときには名前は出ない。
- ：調書等はどうなのか。
- ：公判調書の作り方について、そのあたりを念頭に置いて検討している。
- ：少なくとも簡単に住所の知られることのないような配慮は、取り入れるべきであると思う。
- ：恐怖心が裁判員制度というものを知らないことに起因するのであれば、それを説明すればいいが、今の話を聞いていると、知れば知るほどかえって怖くなるというような面もあり、どうしたらいいのだろうか。
- ：そういうことはそう多くないと思うし、意見があったように、やはり長期的な教育の等には取り組むべきだと思う。今、刑事部では法廷傍聴と説明の要望が随分あったと思うが。
- ：確かに、ここ数年、傍聴希望の方、特に学生、高校生、中学生が随分多くなってきている。来られた方にはできる限り説明をさせていただいており、昔よりは子どもたちが関心を持ってきている面もあると思う。ただ、まだ例外的なものである。広報という意味では、もう少し広くやっていかなければ間に合わないかと思う。
意見にもあったように、学生のころから、つまり、関心を持ってもらえる世代を対象として、教育の中で取り上げてもらうということが大事ではないかと思う。
- ：民事においても傍聴希望は増えている。毎月10日は法廷見学のために機会を設けており、小学生、中学生に見てもらっている。市民の方に見ていただく機会もあるし、裁判官が学校に出かけて行って説明をするということもしている。また模擬裁判みたいなことを、いろんな種類の裁判手続きについて裁判官や職員等が演じ、見てもらうというようなこともしている。日常の仕事をしなごうという制約はあるが、それをさらに広めていくという努力は引き続きできていると考えている。
- ：高校生辺りになると、生徒が自分たちで裁判をやるというようなこともあり、こちらからも、モデルのようなものを提供して、皆でやってくれといった働きかけもしている。やはり、見ているのと自分でそこでやるのと大分違う。見ているだけだと、何となくああそうかで終わってしまうが、自分でいざ何らかの役をやってみると、結構おもしろがってやる。本当はもっとそういうことを広げていかなないと、なかなか根づかないかなという感じはしているのだが。
- ：今、各中学校で、セーフティー教室というものを警察の方でやっていただいているが、そういうものに組み込んで、ロールプレイみたいなものをやれば、子どもも興味を深くもってくれるのではないかと思うので、タイアップしてやっていけたらいいと思う。このセーフティー教室は、地域の大人も一緒に参加できるように、公開授業になっているので、ぜひお願いしたい。
- ：教育について言えば、裁判に関する関心度ということもさることながら、やはりこの国を支えるんだという自覚を持たせるような教育が必要だと思う。これについては、今、法務省で司法制度改革の一環で、初等中等教育の中で、法教育をどうするかという議論が討議されているので、その中で、裁判員制度についても盛り込んでいくような方向になっていくかと思う。

それともう一点。多くの方が会社の中で働いているわけで、その人たちが裁判員に出ていくときに、必ず上司の了解をもらうことになるだろうが、今の状況では、上司は「そんなもの行くな。」と言うのが大半だと思う。そういう意味では、教育や広報活動の中で、経営者のマインドを変えていかなければならない。最近、コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ、CSRということがしきりと言われ、単に遵法意識だけではなく、世の中にもっと貢献する企業であるべきだという運動が盛んになっているが、そういう中で、裁判員制度の中身、そして、これが国民としての義務であるということも含めて、経済団体、あるいは商工会議所、そういったところで啓蒙活動をやって、経営者の意識を変えていくということが必要ではないだろうか。

- ：そういう方法ができれば、ぜひ、裁判所、あるいは法曹会から説明に行かせていただいて、話す機会を作っていきたいと思う。
- ：地方の場合、自治体、あるいは町内会のようなものの結びつきが非常に強い。だから、そういう地域でのキャンペーン、広報活動をやると、かなり住民の意識が高まるのではないかと思う。東京は地域の結びつきが薄いので、そういう効果がどれだけあるか分からないが。国民の義務であり、地裁だけの努力で浸透するものではないと思うので、地方自治体の協力を仰いでいいのではないか。
- ：今、いろんな自治体でそういう動きが出ている。例えば、今度、福生市から講師の派遣要請が来ていたりしている。ただ、こちらの対応が必ずしも容易ではない。たとえば、6、7回だか連続で、毎週1回ぐらいの講演をやるから派遣してくれとか。しかし、こちらも積極的に対応していかなければいけないと思っている。これは法曹三者が皆同じだと思う。
- ：ぜひお願いしたい。保護司に限らず、少年補導員、民生委員、その他いろんな地域の仕事があり、地域社会が横のつながりを持っていかなければ青少年問題も社会情勢もうまくいかないということで、一生懸命、今、試みているさなかであるので、そういう中に裁判所や弁護士の方にも入っていただくような形のシステムを、どこかで作っていただければ、本当にありがたい。
- ：都の方では、事務局の方から協力依頼があり、学校とか、公立高校、大学、そういうところにもこのような啓発資料を持っていくという形での協力はしている。区市町村の方にも働きかけをされていることなので、区市町村レベルでもそういう形の協力はしているということである。実際に委員の選出という話になれば、区市町村の選挙人名簿からという形になり、区市町村の理解が得られないとなかなか進まないと思うので、そういう意味では理解、協力というのは、必要になってくる場合もある。
- ：今、言われたとおり、当庁の事務局から、裁判員の法律ができた後の6月の下旬頃、東京都を初めとして各区、それから市、郡、遠くは島まで担当者を派遣し、パンフレットその他をお持ちして、今後、広報活動についての理解をお願いに回った。
- ：ただ、お願いするにも、まだまだ具体的なイメージが必ずしも固まっていないという問題もある。それから、話に行っても、ただ観念的な話だけでは全然おもしろくない、ディテールなり、小道具を持っていかないとだめだということで、視覚に訴えるものを早く作りたい。弁護士会、検察を含めて皆で。
- ：裁判員に二の足を踏む理由として、実際問題として、会社を休めないとか、家族がいてなかなか出かけられないとか、そういうことが1つ。そして、それは経営者等の意識改革でという話。もう一つは、やはり裁判というものに対する心理的な壁。私も思うが、人を裁くということに対する恐怖心とか、そういうものは、恐らく、一般の人には非常にあると思う。そういうところを教育で変えていくということだと思う。それで広報という話が出ているが、皆さんが言われているような、身近なところで、いろんな集いに出ていって、そういう恐怖心を取り除くような形の説明みたいなものが、どういった形でできるかということが大事なところであると思う。一斉に始まって、うまく回り出したなら、社会に「大丈夫なんだな」というイメージが浸透していくと思うので、特に最初の数カ月というのが一番大切なんだと思うので、それまでにどれだけ国民のそういった恐怖心みたいなものを取り除いていけるのかという広報の仕方みたいなものの検討が必要になるのではないか。
- ：自分たちが出す結論は人の一生を左右する問題であり、そういうものに職業としてではなくして、携わることに対する恐怖心というのは、一般の人には恐らくあると思う。全く素人の人間がそういうことに携わることに対する不安感みたいなものは強く感じる。
- ：立川市の市民講座に当庁の判事が行っているの、同判事からその時の話を紹介してもらおう。

▲：立川市で公民館が主催となって3回連続の市民講座があり、その2回目に私が行って話をした。1回目は、石坂浩二さんの出た「決めるのはあなた」という弁護士会等が作ったビデオの視聴。2回目は私が出ていってお話をする。3回目が見八王子の支部に裁判所の傍聴に行くというものであった。

1回目のビデオ視聴の反応についての事前の情報をもらっておいて、問題意識の所在に見当を付けて行った。11月の始めの天気がいい土曜日の午後、定員20名、最初の機会ということで随分こちらも意気込んで行ったところ、公民館の中の視聴覚教室というところに、12、3人が参加していた。細かい理屈を言っても仕方ないので、「5年後にこういう新しい制度ができることになった、これは大変な仕事ではあるけれども、おもしろい仕事でもある、裁判官がわざわざ説明してくれて、当日どんな手続があっても細かいことは教えてくれる、大事な仕事だから、これはやってみないといかんし、やってみたい、そういう気にさせるつもりで、私は今から話します」と冒頭で述べて、質問に答える形で行った。そして、最後に、そういう気になっていたかどうか、アンケートをし、その結果を報告いただいた。参加した方は、女性6割、男性の方が4割ぐらい。年齢は、40台が1、2人いたが、あとは50台、60台の方。中には検察審査員経験者という熱心な女性も1名おられた。

質問は多岐にわたったが、そのとき感じたのは、この方たちに来ていただければ、裁判員裁判もある程度のことではやれるのではないか、ということだった。もちろん、そういうことに意識があって、土曜日に3回行こうかという気になって集まってくくださった方のために裁判所が行ったという、基本的な母体の点はある。しかし、一方、こんな人もいた。うちのお父ちゃんが町中でちょっと自転車を盗まされてしまった、1台だけじゃなくて2台、警察に呼ばれているけれども、裁判官、どうすればいいですかと確認するよう。何でもいから質問して下さいという中で、関係のない、そして、ちょっと人に聞かれると困るようなこともおっしゃるような方。そういう方ばかり集まるとちょっと困るということではある。

基本的には、総論賛成各論反対、つまり、いいことではあるけれども、私はやはり怖いとか自信がないとか、という意見が多いということなので、やはり1つ1つ制度を理解してもらい、それを正していくのがひとつのポイントかと思う。もう一つのポイント。先ほども意見があったが、最初うまく行けば、かなりうまく回っていくのではないかと思う。これも話に出たように、1回やってしまうと、はまってしまいうようなことがあると思う。フランスのビデオでそういうのがあった。「今までの人生何だったと思った、裁判ってこんなすごいことなんだ、あのときの緊張感とかいろいろなことを考えると、人生観自体が変わってしまった」と言っていたが、まんざら嘘でもないと思う。そういうことを実感していただければ、またそれが口コミなり、いろいろな形で広がっていくと思う。だから、最初できるだけうまくスタートさせる。「あれは行くものだ」という意識を皆に植えつけて、「行ったら結構おもしろいものだ」と思ってもらおう。話に出たように、「国にとって、一番国の治安の根幹となる刑事裁判に国民が関わるといふことは、大事なことなんだ」ということを、きれいごとじゃなくて、皆で実感できるような形に持っていくのが大事かなと思う。

具体的な方法で言うと、具体的な広報ツールの利用や、5年後にすぐ裁判員になっていただく人たちと、それに加えて、もうちょっと手前の学校教育という現場での広報。裁判所からも出て行かないと行けない。そういう形でとりあえず行ってみる。また、裁判所の方にいろいろな方が最近傍聴に来られる。被害者の方も自由に来られる。私が裁判官に任官したころは、法廷というのは特段のことがなければ閑散としていたが、最近随分にぎやかになり、開かれた感じがある。それだけ関心が高まったことでもあり、それを利用して、私の場合、次の法廷が空いているときは、集団傍聴を見かけると、「では、引率の方もしくは集団傍聴の方だけちょっと残ってください。これからこの法廷を教室に切り替えます」と声をかける。ただ、「この法廷というのはやはり神聖なところだし、いろいろなことで皆、人生がかかっている法廷なんで、そういうつもりで聞いてよ」と断った上で、壇の上に上がってもらったり、場合によっては裁判官服も着てもらったり、そういうことを、ほぼ日常的にやっている。

そんな中で、やはり最初は、質問はあるかと聞いても、大学生も含めて反応が鈍いが、手すりの中に入ってみたり、裁判官の席に座ってみたりすると一気に舞い上がってしまう。さっき話が出たように、見ているのと、自分がそこにまねごとでもいから座ってみるといふのは、やはり随分違う。そういう意味で、裁判員用の実験的な模擬法廷も、私は最初見たときちょっと興奮した。ああ、5年後は、こんな形でこんなに座るのかと。それは1つのアイデアでしかないし、また、

それを既定のこととしてしまうと問題があるとは思いますが。とにかく、自分が参加する形の企画を、また今日いただいたアイデアについてもやっていきたいと思う。

- ：欠格事由の「心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある者」の心身の故障とは、どういうものを考えているのだろうか。
 - ：これは欠格事由であるから、かなり重大な精神欠陥事由、心神耗弱とか喪失とか、そういうのに近いイメージを持っている。
 - ▲：例えば、肉体的な面であれば、入院中であるとか、物理的に出てこれられないようなこと。精神的な面であれば、やはり入院せざるを得ないような重い障害を負っているというようなものが念頭にあるのではないかと思う。裁判員法に即しての独自の解釈はまだ出ていないと思うが、「心身の故障のため職務に耐えない」といった表現は、他の法律でもよく出てくる言葉であるので、常識的な理解が可能ではないか。
 - ：言葉の上では簡単であるが、実際面で考えると、精神障害者の情報はなかなか得られない。
 - ▲：確かに、そのような、認定の問題はあると思う。
 - ：大変重要な問題だと思う。我々日本国民として適格な方が国の裁判員制度に適すれば、非常に有効ですね。ところが実際の社会の中では、不適格な方が非常に多いと思う。だから、その辺りのところを、言葉だけじゃなくて、きちっと整理し、意見を持っていかないと、この裁判員制度というものが有効でなくなってしまう。ただ、この問題については、大変な反対に遭う可能性もある。
 - ：精神的に若干障害があるということでは、簡単には不適格事由にはならないであろう。また、性格が偏奇性を持っているといった場合も。やはり、今までいろんな条文に欠格事由として心身の故障という条文があり、これは相当厳しい解釈としてやってきているものであるから。心身喪失者などであれば、これに当たるのだろう。
 - ：欠格事由の例示に、成年被後見人または被保佐人というのがあるから、それに準ずるものは、除かれるのではないか。
 - ：はっきりと除いていただきたい。成年後見人だとか、そうなれば、もうきちっと照会すれば出てくる。いい裁判員制度ができるためには、しっかりとした適用除外があるべきと考える。
 - ：今日配られた検察審査員・補充員経験者のアンケートに関して質問する。9ページあたりを見ると、選ばれても余り皆歓迎していないが、6カ月たつとほとんどの人がよかったと感じている。また、12ページあたりには、自分の人生にとって非常にプラスになったとある。検察審査員・補充員が、どういうふうに使われて、どういう仕事をやって、こういうアンケートの結果になるのか。そして、裁判員制度にどういう部分が活用できるだろうか。
 - ▲：まず、検察審査員・補充員の選任について。1年間の候補者数400人を選挙人名簿の有権者数に応じて各市区町村に割り当て、各市区町村の選挙管理委員会において、有権者の中から、クジでまずその2倍、あるいは3倍の人数の候補者予定者を選び、その中から候補者を選んで、その候補者名簿を検察審査会に送付していただく。1年を4つの期間（1群～4群という。）に区分し、各群100人の候補者に検察審査会に来ていただいて、検察審査会において、審査員・補充員各5人の10人、または各6人の12人を選ぶ。そして、連続する2つの群の審査員11人、補充員11人で審査をするという手順である。
- 次に、検察審査員の仕事について。検察庁で罪に当たらないと判断した事件、罪には当たるけれど刑を科すのは酷だということで起訴猶予になった事件などについて、被害者の親族、あるいは告発した人などから、検察官の処分はおかしいという申立てを受ける。申立てを受けると、東京の場合、だいたい週1回のペースでそれを審査する。通常1日で終わるが、難しい医療過誤の事件だとか、業務上過失致死でも難しい事件になると、1回で終わらないというケースもある。先日の事件で、次回、検察官に来てもらって、意見を聞いてみて、それで自分たちが納得いかなければ、今度は証人を呼ぼうということになったものもある。
- アンケート結果について。最初は60%の方が「やりたくない」。裁判所に来るのも億劫だし、心理的な恐怖もある。ところが、1回来てやってみると、自分が被害者になった場合どういうふうにか考えるか、あるいは、これが本当に真実かということ、かなり熱心に追及していく。検察官のした処分が、果たして、法律家でない一般の目線から見て、正しいかどうかということを感じ詰めていくと、議論が白熱していく。最終的な処分には、不起訴不当、起訴相当、不起訴相当の3つがあり、起訴相当については、12人中8人、不起訴不当の場合は過半数で議決する。

ちなみに、司法制度改革において、検察審査会の議決の拘束力が認められた。

起訴相当という処分が出て、これまでは、検察官が再び捜査をしたが新たに起訴相当とする事由が見つからなかった場合には起訴しないというケースもあったが、これが施行される5年後には、起訴相当という処分があった場合については、必ず起訴しなければならないことになる。ただし、不起訴不当については、法的な拘束力はない。

- ：選ぶという点で見た場合には、裁判員は絶対数は多いが、選挙人名簿から不特定多数を選ぶという意味では共通である。検察審査員の場合、検察官の処分について参加し、裁判員制度の場合は、裁判そのものに参加する。非常に共通項がある。
- ▲：裁判員は、事件そのものについて、実際に裁判に出て法壇に上がって、証拠調べもやって、事実認定やって、判決まで参加するわけだから、心理的な圧力というのは検察審査員に比べて、やはり相当大きいと思う。
検察審査員は、意外とフランクに自分の考えをよく話してくれる。宣誓、所長の説諭に始まり、審理を進めていくに従って、倫理観やモチベーションがだんだん高まってくる。それで、終わりに近づくと、再任は妨げられるのか、ということまで述べられることもある。終わってみると、ほとんど100%近い方が、もう一度当たったらやってみたいと言う。ちなみに裁判員制度だったらどうしますかと聞いたら、これよりもちょっと責任重いけれども、やってみたい気持ちがあるという方が大多数であった。ただ、やはり重みが違うであろうという意見も述べられていた。
関連して、広報活動についても少し述べる。検察審査員の経験者の全国2万4000人の方で、任意のボランティア活動として検察審査協会という協会を作っておられるが、そちらにも、この法曹三者で作ったリーフレットをお配りして、各自治体の方に説明会を開いたりしていただくなど、裁判員制度の広報活動をしていただいている。かなりの数の地方自治体から、講師派遣の依頼もある。最近、自治体の広報誌などでもかなり検察審査会の関係のPRがあり、やはり広報というのは重要であると感じている。
- ：今の話のように、民間でそういう経験のある方が話すというのは、市民にとって非常に身近に感じられるのではないかと。要するに、自分と同列の人たちがこういうふうにしてこういふことに参加してこういふ経験があったということ。講演などをする場合に、そういう方を選ぶのも1つの大事なポイントだと思う。私もボランティアやNPOの問題をやっていて、勤労者マルチライフということと企業の方とNPOとボランティアのマッチングをするといったことや、また、文科省の子どもの居場所づくり、といったことなども関わっている。私は、子どもの居場所作りというのは、オヤジの居場所作りと定義づけているが、そうではないだろうか。地域の中で実体験がある人が、いろいろと地域の講師と活動するというのは非常にインパクトや影響度がある。
- ：被害者法基本法の中にも、裁判所に関するところが幾つかあると思う。1つは、第3条の基本理念の中に、個人の尊厳が重んじられており、その尊厳の問題。また、19条では、公判等の過程における配慮というのがある。英国における証人サービス制度の我が国での導入を検討していただきたい。日本における被害者問題は、アメリカ、イギリスなど見たら20年遅れであり、やっと最近この問題が取り上げられている状況である。被害者が裁判の証人として供述する、また傍聴するという、そういうときにちょっとした配慮ができる、そういうことをやってくれる英国の証人サービス、最高裁の方がこの問題を論文に書いているものもあるが、これをぜひ全国の裁判所に先駆けて、東京地裁で御検討いただきたい。
- ：証人に進んで協力してもらうために、裁判所の方でそういう方面に配慮をしなければならぬのは当然だと思うし、個々の実際の事件の中では、証人に出るのを恐がったり、心配する方に、特別な部屋で待機してもらったりといったことも、実際に一部の事件で行っているが、今のお話は、そういうことを、一般的な制度にし、部屋の用意等をするという話だと思われる。施設に関する部分が大きく、お金と計画が必要であって、ここでただちに「はい」とお答えすることはできないが、方向としては、証人の方に協力していただけるよう配慮するようにしていきたい。
- ：この種の話はボランティアが行うのが外国の通常であり、職員がやると大変な費用がかかるが、ボランティアがやれば、費用もかからない。施設もさほど立派なものを要求するわけではない。一方、被害者の方が裁判所に来るというのには、大変な勇気がいる、自分ではなかなか来られない。そこにボランティアが付き添うというのは、非常に有効である。
素晴らしい裁判制度を行うためには、証人、目撃者、被害者の協力、理解が大切ではないか。こういうことを東京地裁の所長が日本で全国最初の動きとしてや

っていただければ、本当にありがたい。

- ：検察庁には、被害者支援担当者は今6人いる。3人ずつ出ていて、いろんな被害者支援をやっている。基本的にはやはり、情報提供が中心になると思うが、法廷傍聴の付き添いということもやっている。遺族、被害者の方が法廷を傍聴したいというときに一緒について行き、一緒に傍聴する。席の確保等もお手伝いする。かつ、終わった後に事件の内容について説明するというをやっている。平成12年に被害者支援室ができ、発足当時3人から始めたが、今はその倍になっている。

ネットワークもいろいろ広げている。刑事手続だけには限らず、民事関係の相談、損害賠償をしたいといった、いろんな相談、あるいは精神状態についてのケアが必要だというような相談もあるので、検察庁としても、弁護士会とか、被害者保護関係機関とか、警視庁等と連絡をとって、被害者支援対策を進めていきたいと考えている。話に出た法廷傍聴、被害者への法廷傍聴の付き添い、あるいは手続の説明等については、今後もさらに強化してやっていきたい。

- ：裁判所にも非常に参考になることが多かったと思うし、法曹三者全体にとって、これからは大きな試金石になってくると思う。

(5) 次回以降のテーマと期日について（意見交換）

今回は、「より利用しやすい裁判所にするにはどうしたらいいか。」というテーマで意見交換をすることとなった。また、日時については、2月24日午後3時から5時とすることについて了承された。

【意見交換要旨（発言者の表示＝●：委員長，○：委員）】

- ：裁判員制度は、もう少し事態が進展したときに、また改めて意見をお伺いすることにして、今回はどのようなテーマがいただろうか。
- ：「各委員の関心事の整理」という資料の4項目、5項目にあるとおり、いろんな形で、裁判所への要望を常時受け付けるシステム、施設、あるいは窓口のようなものを作ってほしいという意見が幾つかあったと思う。この委員会による一般の声に加えて、もう少し広い範囲の声を常時ここにつなげるような形のシステムを何らかの形で作っていただくことを議題として取り上げていただきたい。
- ：裁判所の委員や事務局としては、発足後1年を経過し、いろいろ勉強会的なものやってきたところで、「より利用しやすい裁判所にするための方策」のようなことを皆さんにお諮りしてみてもどうかと考え、議論してみた。
これにはいろんな観点がある。ハード面では、例えば、庁舎の問題。今、お話があったような証人用のサービスができる部屋がないとか、あるいは部屋の配置が悪いとか、あるいは掲示だとか案内が分かりにくいとか。ソフト的なものでは、たとえば、裁判所に対する単なる苦情に限らない、利用者の意見を聴取するシステムとか、職員の応接、つまり、守衛、ガードマン、電話交換手、あるいは事件に直接関わるところで、書記官の応接などについてとか、また、その辺りの苦情を言いたいけれども、どこへ行ってどう言えばいいのかとか。また、裁判所の広報、PRのあり方みたいなことについても、より利用しやすい、身近に感じられる裁判所とするためにはどんなアイデアがあるだろうかといったもの等。
- ：警察には、元々、被害者の方から事情を聞くという部屋は全くなく、加害者を調べる、いわゆる調べ室という部屋で話を聞いていた。ところが、被害者の方が調べ室で話を聞くと、犯罪者になったようで自分が疑われているというイメージがあるということだったので、そこをどうするかと検討して庁内を調べてみたら、倉庫があった。倉庫を整理し、色を塗ってカーペットを敷き、ミーティングテーブルを置いて事情聴取室を作り、被害者の方はそこで話を聞くという対応をした。このような対応が全国に展開し、それぞれの警察が事情聴取室を作るという動きになっていった。物事というのは、少し考えて行動を起こせば、そんなに難しい問題ではない。また膨大な予算を使うものでもない。
- ：前々回、裁判所に寄せられる苦情等について概括的には伺ったが、抽象化・分類化されたものだった。私が知りたいのは、もっと具体的な意見だ。裁判所に寄せられる生の声にこそ、裁判所のあり方を考えていくヒントがあるのではないかと期待している。もう少し踏み込んで、そうした声を開示してもらいたい。それによって我々も、「ああ、なるほどな。実際に裁判所を利用されている方はこういうところを問題にしてるんだな、使いづらいと思っているんだな」と認識を共有でき、提言につなげることもできるだろう。逆に、「この意見はちょっと違うのではないか、筋違いの要望ではないか」と判断することもあるだろう。考える材料として示していただければありがたい。
- ：警察等では随分進んでいると言われたことがあり、これはPRの問題も大きいのではないかという問題意識もあるが。

- ：警察は平成8年に被害者問題を取り上げている。この時期にはどこに行っても、私は警視庁の初代の被害者支援課、対策課だったが、被害者問題なんて相手にしてくれなかった。被害者問題を言う者は馬鹿だと言われていた。かつての問題は加害者の人権、この1点に尽きた。
うちの理事長の宮澤浩一、慶應大学の名誉教授ですが、35年からやっていて、おまえは刑法学者としてだめだよと言われた。しかし、実際は、被害者の方を大切にすることがとても重要なことだと思っている。
- ：被害者保護の問題だけではなく、一般の利用者の問題、裁判所、民事、刑事、簡裁を含んだ問題。そういった方向で考えてみるのはどうだろうか。
- ：確かに苦情というものはたくさんあるだろうと思うが、苦情をこちらから言う、お願いするだけではなくて、その苦情に対してどういうところが無理なんだということの解釈も知った上でお互いが出し合った中で理解していくことが大事かなと思う。だめなものはだめ、では、なぜだめなんだという内容的な話も聞きたい。
- ：裁判員制度についてもそうだが、国民が、裁判というものについて本当に大切なものだという認識を持って考えていく必要がある、そのために裁判所としてどう対応していくかということが大切ではないかと思う。
- ：次回、方向を少し整理した上で、「より利用しやすい裁判所にするための方策」ということで意見交換してみたい。
- ：弁護士会では、毎年、シンポジウム等をやるので、この委員会に対する注目度も弁護士会の中では注目度が高く、出てみたいとか、聞いてみたいとか言われて、後ろから押し上げられている。1度、この問題についても議論をしていただければありがたい。
- ：このぐらいの部屋だと割合話もしやすいが、一方、あまりたくさん人を入れるのも難しい。広い意味でこの委員会の運営の問題という点もあるので、次回の問題としたい。

(6) 閉会の言葉
以 上